

香川県死因究明等推進協議会設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、死因究明等推進計画（令和3年6月1日閣議決定）に基づき、本県の状況に応じた施策を検討するとともに、検査や解剖等の死因究明等に関する専門的機能を有する体制の整備を図ることを目的として設置される香川県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 略</p> <p>附則 この要綱は、平成31年3月28日（第1回開催日）から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年10月27日（第3回開催日）から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、死因究明等推進計画（平成26年6月13日閣議決定）に基づき、本県の状況に応じた施策を検討するとともに、検査や解剖等の死因究明等に関する専門的機能を有する体制の整備を図ることを目的として設置される香川県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 略</p> <p>附則 この要綱は、平成31年3月28日（第1回開催日）から施行する。</p>